

REAL FIT AZBL24 会員規約

第1条 (適用範囲)

本規約は AZBL24 として運営する 24 時間型のトレーニングジム(以下[当ジム]という)およびそれに派生する運営業務に関し適用されるものとします。

第2条 (独立運営)

AZBL24 は全て独立・自営のトレーニングジムであり、当ジムは、株式会社ネディア(以下「弊社」という)が独立して経営するトレーニングジムです。当ジムの会員は、当ジムの運営主体が弊社であることを了解した上で、当ジムを利用するものとします。

第3条 (会員制度)

当ジムは会員制とします。

当ジムに入会される方は、本規約を承諾し、弊社所定の入会申込書、誓約書等を提出しなくてはなりません。

第4条 (入会資格)

次の各号のいずれかに該当する方は当ジムの会員になることはできません。

- (1)本規約及び当ジムの規約を遵守出来ない方
- (2)当ジムのコンセプト「会員様コミットメンテーション」に賛同、ご協力いただけない方
- (3)本申込を行なう方で、弊社の指定する身分証を提示し確認出来ない方
- (4)タトゥー又はタトゥーとの判別が困難なペインティングがある方で、施設内においてタトゥー等の露出を一切行なわないことに同意できない方
- (5)暴力団又は反勢力関係者と弊社が判断した方
- (6)医師等により運動が制限されている方。自立歩行が不可能な方
- (7)伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れがある疾患を有している方
- (8)15 歳未満の中学 3 年生の方。その他弊社が会員としてふさわしくないと判断した方

(特約条項)

「会員様コミットメンテーション」は、当ジムの利用目的をよりデジタルに目標設定するものであり、当ジム入会にあたっては会員が必ず設定するものです。

第5条 (会員証)

会員、弊社と入会契約を締結することにより、入会が認められ、当ジムの設備を利用する権利が与えられます。

当ジムは会員に対し会員証を発行します。会員が当ジム施設に入る際には、出入口ドア横に設置された機器に会員証をかざし、顔認証のち入室できます。会員本人の会員証がないと施設内に立ち入ることはできません。

会員証は本人のみ利用可能です。(会員は会員証を第三者に貸与することはできません。万一、会員証を貸与した場合は除名の対象となりますので、ご注意ください。)

会員は、会員証を紛失、又は盗まれた場合は、速やかに弊社にその旨を連絡しなくてはなりません。その際会員は、再発行手数料 (3,300 円税込)を支払った上で、会員証の再発行の手続きをとるものとします。

第6条 (諸規定の遵守)

1. 会員は本規約及びその他弊社が決める規則を全て遵守しなければなりません。
2. 施設及び機器の使用にあたっては、記載されたルール、習慣上のルールに従うものとします。また当ジムから指示がある場合にはその指示に従わなければいけません。
3. 会員は、施設を利用時に、いかなる営利活動、ビジネス活動も行なってははいけません。また会員同士での指導行為は行なってははいけません。
4. 会員は、施設の利用時、当ジムの定める身なりを遵守しなければなりません。一般的に運動に適さない服装 (ジーンズ、スーツ等)、裸足やサンダル、ゴム草履等での施設利用は禁止します。
5. 会員は、ジム施設内で大声・奇声を発する行為や誹謗中傷行為、又は他の会員やスタッフに対しての暴力・嫌がらせ等の迷惑行為を禁止します。
6. 当施設への違法薬物、危険ドラッグ、シンナー等の持ち込みを禁止します。
7. 施設内のマシン、機器類の利用にあたっては、正しい使い方を心がけ、後に使う方を考えて使用するものとします。またフリーウエイトなど高重量なものの扱いは十分に注意し、できるだけ大きな音をたてないように心がけてください。
8. 施設を利用するにあたり、あまりに大きい掛け声や奇声を発する行動を禁止します。
9. 当ジムを利用するにあたり、他者から不審に思われる行動を禁止します。夜間・深夜帯の時間は従業員が不在の為、少しでも不審に見えてしまう様な行動は慎んでください。

第7条 (入場禁止及び退場)

1. 本規約及び当ジムの規約の遵守ができない者は入場禁止及び退場処分とします。

第8条 (休会及び利用再開)

会員からの申請により、疾病、その他やむを得ない理由の為当ジムを一ヶ月以上利用できないと弊社が認めた場合、月単位で休会ができるものとします。

休会手続き又は休会延長手続きは、休会を希望する月の 2 ヶ月前までに、会員本人が入会手続きを行った店舗に直接来館し (TEL、メール等は認めない)、手続きを行わなければなりません。休会する会員は、登録の会員区分の休会料金 (会費の 20%) を休会期間に毎月支払うものとします。会員は休会届記載の終了日経過後、自動的に当ジムを利用再開 (休会終了) となり利用再開月からの会費を支払うものとします。また、休会期間を訂正する場合は定められた期日までに利用再開又は休会延長の手続きを行わなければなりません。休会からの即日利用再開を希望する場合、会員は会費と休会料金の差額を支払い、弊社にて入金確認後、即日利用再開できるものとします。

第9条 (退会)

会員が自己都合により当ジムを退会する場合は、会員本人が、退会を希望する月の前月 20 日 **(20 日が定休日の場合 21 日)** までに直接、入会手続き店舗に来館し、弊社所定の書面により、手続きを完了しなくてはなりません。(電話、FAX、メール等での申し出は認められません。)但し、「死亡」「その他会員本人の生存確認ができない場合」のみ、弊社が本人と関係性があると認めた第三者による申請を受け退会を受理するものとし、**退会日については事実が起こった日とします。**この場合退会月までの会費は請求するものとします。

退会手続き時に会費その他利用料 (以下[会費等]といいます。)の未納がある場合は、未納分**から退会月までの会費**の支払い (支払方法は全額弊社が指定した方法) が**完了した日が退会届の申請日**となり、退会手続き完了となります。会費等は、退会日が月の途中であっても、**月会費**を全額支払わなくてはなりません。

退会手続き完了後に会費未納がある場合は、退会期日までに未納分を支払う義務があります。支払いがない場合は法的措置を取る場合があります。会員は会費の支払いが、自己都合により 3 回連続未納となった場合は、強制退会とします。また、未納分については強制退会後も弊社が指定した方法で直ちに支払わなくてはなりません。又、強制退会になった場合は原則再度入会することはできません。

各種キャンペーンを利用し入会した会員は、入会月を含め 6 ヶ月間は退会できません。

第10条 (諸手続き)

1. 会員は、会員申込書に記載した内容に変更があった場合、速やかに変更手続きをしなければなりません。
2. 弊社より会員に対しなんらかの案内、通知する場合は、会員から届出のあった住所またはメールアドレス宛に行なうものとし、変更手続きを行っていない為に生じた、通知未達等の責を弊社は負わないものとします。

第11条 (会員資格の停止及び除名)

1. 弊社は、会員が次の各項に該当する時は、当該会員資格を一時停止、又は当該会員を当ジムから除名できるものとします。

- (1)第6条に違反したとき
- (2)会員・当ジム従業員に対する迷惑行為及び当ジム内における宗教活動、営業活動、その他当ジムの目的に反する行為により、当ジムの秩序を乱

したとき、又は当ジムの名誉・品位を著しく傷つけたとき、又はその両方

(3)規約その他弊社の定めた諸規則に違反したとき

(4)会費、その他の債務を滞納し、弊社からの催告に応じないとき

(5)入会に際して弊社に虚偽の申告をした場合、又は第4条に違反していることを故意に申告しなかったと判断したとき

(6)当ジムの施設、什器を故意又は過失により破損したとき

(7)その他、会員としてふさわしくない言動があったと弊社が認めるとき

2. 第一項による会員資格停止中の会員又は当ジムから除名された会員に対しては、弊社は会員資格停止期間中又は除名後の会費について、前納分あるいは会費その他諸費用等の既納分を返還しません。

(特約条項)

また破損については、第三者機関により故意または不注意と判断された場合は、会員の費用負担で弁償することとなります。

同条前述による会員資格停止中の会員又は当ジムから除名された会員は、当ジムの施設を利用することはできません。なお、会員は、会員資格停止中も会費を支払わなければならないものとします。

第12条(資格喪失)

会員は次の場合にその資格を喪失します。

退会したとき、死亡したとき、法人を解散したとき、弊社の運営上重大な理由により当ジムを閉鎖したとき

第13条(会員資格の譲渡禁止等)

当ジムの会員資格は、本人限りとし、第三者への譲渡、売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為もしくは相続その他の包括継承はできません。

第14条(会費、手数料及び利用料)

1. 事務手数料は弊社が別に定める金額とし、入会時にこれを支払わなければなりません。事務手数料は理由の如何を問わず返還しません。

2. 会費は、弊社が別に定める金額を、弊社所定の方法で支払うものとし、既納の会費は、理由の如何に問わずこれを返還しません。

3. 会員には、実際の施設利用の有無や回数に関わらず、本会員契約が定める諸費用を全て支払う義務があり、退会月までは会費又は利用料等を支払わなければなりません。

第15条(会費、手数料及び利用料の改定)

1. 弊社は、別に定める会費・手数料または利用料等の改定を行なうことができます。

2. 前項の改定を行なう場合、弊社は一ヶ月前までに、店頭にて会員に告知するものとします。

第16条(営業日および営業時間)

当ジムの営業日及び営業時間については、別に定めます。

第17条(施設の利用制限)

弊社は、当ジムの管理もしくはその他弊社が必要と認めた場合に、施設の全部または一部の利用を制限することがあります。その場合、一週間前までにその旨を告知します。但し、気象災害等によって緊急を要する場合はこの限りではないものとします。又これにより会員の会費等の支払い義務が削減され、又停止されることはありません。

第18条(ビジターの利用)

会員の同伴・紹介、又は身分証明書を提示し規約内容を承諾した会員以外の方(以下 ビジター)は、ビジター料金2,200円(税込)を支払うことで当ジムを利用することができます。会員は同伴したビジターの本施設内における行為・支払い等一切について、連帯責任を負います。ビジターの利用については会員と同様とします。

第19条(休業)

弊社は次の理由により当ジムの施設の全部または一部を休業することがあります。

(1)気象・災害等により会員にその災害が及ぶと弊社が判断し、営業を困難と認めたとき

(2)施設の点検、補修または改修をするとき

(3)法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他止むを得ない事由が発生したとき

(4)その他弊社が休業を必要と認めるとき

第20条(施設の閉鎖・変更)

弊社は次の理由により当ジムの施設の全部または一部を閉鎖または変更することができるものとします。

(1)気象・災害等により会員にその災害が及ぶと弊社が判断し、営業を不可能と認めたとき

(2)法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他弊社経営上止むを得ない事由が発生したとき

第21条(賠償責任)

当ジム内で発生した紛失、盗難、傷害その他事故について弊社は一切の責任を負わないものとします。会員は自己の責に帰すべき原因により、当ジムの施設または第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たさなければなりません。

会員は、紹介または同伴者の責に帰すべき原因により発生した前項の損害についても、その同伴した者と連携して損害賠償を負わなければなりません。

第22条(解散)

1. 弊社は止むを得ない事情による場合、3ヶ月前の予告をすることにより、当ジムを解散することができるものとします。

2. 解散の事由が天災、地変、公権力の命令、強制その他の不可抗力である場合には、前項の予告期間を短縮することができるものとします。

3. 当ジムの解散の場合、弊社は会員に対し、特別の保障は行ないません。

第23条(通知予告)

本規約および当ジムの諸事情に関する通知または予告は、当ジム所定の場所に掲示する方法にて行ないます。

第24条(個人情報保護法)

申込みの際の個人情報は、本事業業務以外の用途には使用いたしません。

第25条(本規約その他の諸規則の改定)

弊社は、本規約、細則、利用規約、その他当ジムの運営、管理に関する事項を改定することができるものとします。また、その効力は全ての会員に適用されます。

第26条(適用法)

この会員規約に関する基準法は日本法とします。

第27条(会員区分)

1. 会員は入会時に登録する会員区分を選択し、その区分の時間内での利用が可能です。

2. 入会以降の会員区分変更は、手続き時に区分変更手数料(3,300円税込)が発生し(※スクール会員に関わる場合を除く)、弊社が定めた期日より会員区分の変更が適用されます。

3. スクール会員は毎年弊社指定の期間中に契約更新(学生証の提示等)が必要となり、期間内に更新手続きをしない場合は自動的に料金のみフルタイムに切り替わります。また、学生ではなくなったことを申請せずにスクール会員を継続していた事が発覚した場合は法的措置をとるものとします。

4. グループ会員(2021年4月30日までに入会した会員のみ対象)は、同グループの会員の退会等により会員種別が変更となる場合があります。

第28条(違約金)

登録区分ごとに定められた利用時間のみ会員は施設利用ができ、利用時間外の利用は禁止となります。また、退出時間(当ジム入退出管理システム時刻基準)が登録区分の利用時間外の場合は違約金(11,000円税込)が発生し弊社指定方法により支払わなければなりません。

第 29 条（有料コンテンツサービス）

有料コンテンツは全て事前又は当日払いとします、当日の予約キャンセルは全額お客様負担とし、弊社が指定する方法により支払わなければなりません。（※回数券、コースについては 1 回分の消化とします。）

第 29 条（妊婦の利用・懐妊手続きについて）

当ジムは妊婦の利用を原則禁止とします。会員は妊娠が判明した時点で当ジムへ申告し、母子手帳が発行され次第コピー（表裏）を提出するものとします。提出方法は当ジムに直接持参、又は郵送、メールにて送信するものとします（FAX 不可）。**手続き当日より 1 年間特別休会（休会料は 0 円。1 年後自動的に利用再開）とします。**

《年齢制限確認》

AZBL24 のご利用は、原則、健康な 15 歳以上（中学 3 年生）～69 歳の方を対象としております。

20 歳未満の方は、保護者の同意確認及び同意書の提出によりご利用可能です。また、18 歳未満の方のご利用可能時間は平日 5:00～21:00・土日祝は 5:00～19:00 となります。

【初版】2017 年 11 月 18 日 【第 2 版】2019 年 1 月 18 日 【第 3 版】2019 年 3 月 18 日 【第 4 版】2019 年 4 月 1 日 【第 5 版】2020 年 4 月 1 日
【第 6 版】2020 年 6 月 11 日 【第 7 版】2020 年 10 月 1 日 【第 8 版】2021 年 4 月 1 日 【第 9 版】2021 年 5 月 1 日 **【第 10 版】2021 年 10 月 1 日**